

- [説明及び注意事項（最終更新日：2009/06/15）](#)
 - [目次（関連ページ一覧）](#)
- [「表現の自由」に関する基本的整理](#)
 - [「表現の自由」の価値や理論的根拠](#)
 - [「表現の自由」と立憲主義の関係](#)
 - [「表現の自由」の制約のアプローチの整理](#)
- [各種の整理及び検討（別ページでの詳細検討及び外部リンク）](#)
 - [「表現の自由」の限界と違憲審査基準](#)
 - [「表現の自由」「創作物規制」関連記事](#)
 - [「創作物規制」関連報道](#)
 - [米国での「表現の自由」に関する状況](#)
- [ポルノ分野の「表現の自由」](#)
 - [性表現・名誉毀損的規制の概要](#)
 - [現在の性表現への法規制の状況](#)
 - [表現の自由の限界と権利侵害の関係（創作物規制の際の基準）](#)
 - [フェミニズムによる「反ポルノ」運動](#)
- [「表現の自由」に関するQ&A](#)
 - [陵辱ゲームなどはヘイトスピーチに該当するのでしょうか？（「発話媒介行為」と「発話内行為」）](#)
- [最近の新聞報道・ブログ記事](#)
 - [表現の自由に関する新聞報道](#)
 - [表現の自由に関するブログ記事](#)

説明及び注意事項（最終更新日：2009/06/15）

このページに関しては、特段の断りやリンクがない箇所は、まとめ管理人が書いています。管理人は法律の専門家ではありませんので、専門家から見た場合はやや捉え方に問題のある記述などをしてしまう場合もあります。質問・情報提供や間違いの指摘等ありましたら、[こちらのコメント欄](#)までお願いします。このページの最新更新日は2009/06/15で、ページ構成を変更しました。

目次（関連ページ一覧）

テーマ別まとめ

- [メインページ](#)
- [表現の自由/表現の自由の限界と違憲審査基準](#)
- [表現の自由/米国の状況](#)

資料・統計まとめ

- [表現の自由/関連記事](#)
- [報道記事ストック/創作物規制](#)

「表現の自由」に関する基本的整理

「表現の自由」の価値や理論的根拠

「表現の自由の価値」に関する教科書的な説明や、その重要性の根拠は以下の通りになります。

1 表現の自由の価値

内心における思想や信仰は、外部に表明され、他者に伝達されてはじめて社会的効用を発揮する。その意味で、表現の自由はとりわけ重要な権利である。

表現の自由を支える価値は二つある。一つは、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという、個人的な価値（自己実現の価値）である。もう一つは、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという、民主政に資する社会的な価値（自己統治の価値）である。表現の自由は、個人の人格形成にとっても重要な権利であるが、とりわけ、国民が自ら政治に参加するために不可欠の前提をなす権利である（芦部信喜「憲法 第三版」p.162）

第12回＜「表現の自由」はなぜ大事？

<http://www.jicl.jp/chuukou/backnumber/12.html>

「表現の自由」、「知る権利」は私たちの政治にとって不可欠であり、民主政治にとって重大な意味を持ちます。民主政治は一人ひとりの国民がその知り得た事実に基づいて判断した考えを、議論を通じて実現しようとするものです。国民が十分な議論をして何が正しいかをみんなで見つけようとしているときに、「こう考えなければだめだ」と特定の考え方を押しつけられたのでは、民主政治は成り立ちません。

そもそも民主主義は、何が正しいかわからないからこそみんなで議論しお互いの考えをぶつけ合って、もっともよいも

のを見つけだそうとするものです。そこでお互いが自由にものを言えなければ成り立たないのです。

国や政治家が特定の考え方をメディアに押しつけることも、メディアの自由な報道に何らかの影響を与えるような行動をとることも許されません。国や政治家などの権力を持つ者は、国民の思想や言論活動といった精神的な営みの領域には立ち入ってはいけないのです。

それは「表現の自由」を侵害し、人間の尊厳を傷つけるだけでなく、民主主義の本質をつき崩してしまうことになるのです。

「表現の自由」は上記のような価値を持つため、憲法で保障されている各種の人権カタログの中でも「優越的地位」を持つとされています。

その理論的及びイデオロギー的根拠を噛み砕いて説明すると、以下の通りになるようです。

いしけってあそぶ日々 - isikeriasobi - はてなハイク

<http://h.hatena.ne.jp/isikeriasobi/9236550009687776802>

1 表現の自由は「優越的な価値」があるのは、話し、書き、描き、歌う、という表現行為～相手に伝えることまで含む～が「個人の自己実現」に不可欠であること、それが民主主義的な政治過程の実現と維持に欠かすことができないこと、による。

2 そのイデオロギー上の根拠になっているのは「思想の自由市場」という考え方。要するに、合理的な判断は、少数派の、あるいは気に入らない、または醜悪にみえる議論も排除することなく、自由に議論をすることによって達することができるんですよ、というやつ。

3 だから、表現の自由の規制は、慎重にやんなさいよ、やるなら重大かつ深刻かつ切実な利益を守るために、必要最小限の手段でやりなさいよ、とされている（学説のうえでは、）。

参考サイト

- [表現の自由 - Wikipedia](#)
- [日本国憲法第21条 - Wikipedia](#)
- [第12回「表現の自由」はなぜ大事？ 法学館憲法研究所](#)
- 日本製「性暴力ゲーム」欧米で販売中止、人権団体が抗議活動 弁護士山口貴士大いに語る（[その1](#)）（[その2](#)）（[その3](#)）
- いしけってあそぶ日々 - isikeriasobi - はてなハイク（[その1](#)）

「表現の自由」と立憲主義の関係

近代立憲主義の生成と普及

近代立憲主義は、近世ヨーロッパで誕生した。宗教改革後の宗派間の激しい対立を経験し、他方で大航海を通じて多様な異文化に触れ、価値観・世界観の多元性を事実として受け入れざるを得なくなった人々は、通約不能incommensurableな価値観・世界観を抱く人々が、それにも関わらず協働して社会生活の便宜とコストを公平に分ちあい、人間らしく生きる社会をいかにして構築するかという課題に直面した（2つの価値観は、お互いに優劣をつけることができず、しかも等価でもないとき、通約不能である。通約不能な複数の価値について優劣を論ずることに意味はない）。近代立憲主義は、この課題に対する応答として生まれたものである。

その基本的な手立ては、人々の生活領域を私的なそれと公的なそれとの区分することである。私的な領域では、各人の価値観・世界観に沿って生きる自由が保障される。他方で、公的な領域では、価値観・世界観の違いにかかわらず、社会全体に共通する利益（公共の福祉）を実現する方策が、冷静かつ理性的に審議され、決定されなければならない。特定の価値観が公益を審議・決定する場をも占拠し、その決定に基づいて政治権力が私的な生活の場にまで介入するならば、それ以外の価値観を抱く人々が、その決定を公正な決定として受け入れることはないであろうし、価値観の区分に従った深刻な対立を社会内部に引き起こすことになりかねない。公私を区分する立憲主義は個人の自由を保護するだけではなく、公益に関する効果的な審議と決定の過程をも保障する。

こうした手立てを実現する具体的手段として、思想・表現等の個人の自由の保障、政治と宗教の分離、平等な選挙権の保障、議会での公開の審議と決定の手続、違憲審査制等、多様な仕組みが憲法典に基づいて制度化される。

公私の区分をせず、特定の価値観・世界観によって人々の生活が隅々まで統制される社会としては、前近代社会のみならず、現代の共産主義社会やファシズム社会を典型例としてあげることができる。20世紀末の冷戦の終結は、立憲主義が共産主義に勝利したことを意味する（長谷部恭男「Jurist増刊 憲法の争点」p.6-7）。

「立憲主義」全般に絡んだ説明は、以下を参照して下さい。

[日本国憲法と人権/近代立憲主義](#)

「表現の自由」の制約のアプローチの整理

「表現の自由」といっても無制限に認められている訳ではなく、その表現内容に制限が加えられる場合があります。

表現の内容規制とは、ある表現をそれが伝達するメッセージを理由に制限する規制（たとえば、政府転覆の文書による扇動（seditious libel）の禁止、国の秘密情報の公開の禁止、政府の暴力的転覆を唱導する言論の禁止など）を言う。性表現、名誉毀損表現の規制もこれに属するが、これらはアメリカでは通常、営利的言論や憎悪的表現（hate speechと呼ばれ、人種差別表現のような少数者に有害で攻撃的と考えられる表現）とともに、低い価値の表現と考えられ、右に例示したような政治的表現（高い価値の表現）と区別される（芦部信喜「憲法 第三版」p.177）。

規制のアプローチに関しては、大きく分けて以下の2種類があるようです。

いしけってあそぶ日々 - isikeriasobi - はてなハイク

<http://h.hatena.ne.jp/isikeriasobi/9234069568555944127>

あらゆる表現は、他者を傷つける可能性がある以上、「誹謗中傷の自由」を認めるかどうか、というのは、実はかなり難しい問題だと思います。

この点、うんと単純化すると、a) あらゆる表現を、表現の自由の保護を受けると認めようとして、個々の事例ごとに、具体的な根拠に基づいて規制を考えていく方法のほかに、b) 最初からある種の表現を表現の自由の保護の枠外において、そのかわり表現の自由の範囲に含まれるとされたものについては強い保護をあたえる方法という、二つのアプローチがあります。少なくとも、憲法学で行われている議論は、ご指摘のあった「自由をどう定義するか」ということもふくめて、議論がされています。

わたしがエントリーで前提としているのは、a) のアプローチで、これはおそらく日本の憲法学ではふつうの考えです。

関連項目

- [表現の自由の限界と違憲審査基準](#)

参考サイト

- [第12回<「表現の自由」はなぜ大事？>](#)

各種の整理及び検討（別ページでの詳細検討及び外部リンク）

「表現の自由」の限界と違憲審査基準

「表現の自由」といっても、無制限ではありません。

他人の財産権・住居の平穏・プライバシーや名誉といった個人的な法益から、治安・青少年の健全育成・社会の性秩序・刑務所の管理・法廷の秩序・国家機密・選挙の公正といった社会ないし国家的な法益との間のバランスによって制限される事もあります。

但し、この制限をするに当たっては、いくつかの条件があり、「表現の自由」のように、精神的自由の領域に属する権利・自由である時は、それを制約する法律を作った目的が妥当であるか、またそのための手段も必要不可欠かつ必要最小限のものが厳しく審査されます（規制される権利・自由が、経済的自由の領域に属するものであれば、目的と手段が的外れでないかが審査されるだけになります）。

詳しい基準や判例・学説の推移は長くなりますので、以下にある別ページのまとめを参照してください。

[表現の自由/「表現の自由」の限界と違憲審査基準](#)

「表現の自由」「創作物規制」関連記事

[表現の自由/関連記事](#)

「創作物規制」関連報道

[表現の自由/報道記事ストック](#)

米国での「表現の自由」に関する状況

[表現の自由/米国の状況](#)

ポルノ分野の「表現の自由」

性表現・名誉毀損的規制の概要

性表現・名誉毀損的表現は、わいせつ文書の頒布・販売罪とか名誉毀損罪が自然犯として刑法に定められているので、従来は、憲法で保障された表現の範囲に属さないと考えられてきた。しかし、そのように考えると、わいせつ文書なり名誉毀損の概念をどのように決めるかによって、本来憲法上保障されるべき表現まで憲法の保障の外におかれてしまうおそれが生じる。そこで、わいせつ文書ないし名誉毀損の概念の決め方それ自体を憲法論として検討し直す考え方が有力になってきた。つまり、それらについても、表現の自由に含まれると解したうえで、最大限保護の及ぶ表現の範囲を画定していくという立場です。この立場は、性表現についていえば、わいせつ文書の罪の保護法駅（社会環境としての性風俗を清潔に保ち抵抗力の弱い青少年を保護する事と解する説が有力である）との衡量をはかりながら、表現の自由の価値に比重をおいてわいせつ文書の定義を厳格にし、それによって表現内容の規制をできるだけ限定しようという考え方で、定義づけ衡量（definitional balancing）論と呼ばれる。性表現の規制については、刑法一七五条のわいせつ文書の頒布・販売罪に関し、最高裁はチャタレイ事件の判決以来、一貫してこれを合憲としているが、その後わいせつ概念を明確化しようとする努力がみられる（芦部信喜「憲法 第三版」p.172）。

上記のように、「表現の自由」の性表現（ポルノ分野）が表現の自由の対象として保護されているのは、それ単独で（表現の自由としての）優越的な価値が認められて保護されているというよりも、日本では「a) あらゆる表現を、表現の自由の保護を受けると認めようとして、個々の事例ごとに、具体的な根拠に基づいて規制を考えていく方法」という表現の自由の規制アプローチをとっていることで、まず第一に表現の自由の本旨たる政治的表現の自由が保護されていて、ポルノ分野はその副次的効果のような感じで保護がされています。

法律関係者がポルノも含めた「表現の自由」の規制に反対する傾向があるのは、上記のような「表現の自由」保護の構造のため、一旦「差別的」「気に入くない」という理由だけで、根拠が曖昧なままの表現や思想の規制を認めてしまうと、すぐに次の分野に波及したり政治的表現の自由の規制にも繋がってしまう恐れが強いというのが、第一の理由だと思います。

但し、「表現の自由」には「個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという、個人的な価値（自己実現の価値）」や「後ろめたかったりする表現や、口べたゆえにうまく説明できない表現も保護する」という意味もありますので、ポルノ分野へ「表現の自由」の保護が及ぶ積極的な理由もあります。

関連項目

- [「表現の自由」の制約のアプローチの整理](#)
- [現在の性表現への法規制の状況](#)

現在の性表現への法規制の状況

自分は陵辱表現のこれ以上の規制には反対だが、モジモジさんはヒドイとは思わない。 - いしけりあそび～ふなうた <http://d.hatena.ne.jp/barcarola/20090612/1244778393>

規制といっても、事前規制、事後規制、刑罰を伴うもの、伴わないもの、表現そのものを規制するもの、時、場所、方法、相手方など特定の態様の流通を規制するもので、表現行為に対する抑制効果はまるで違う。

性表現は、暴力を伴わないものをふくめ、すでに性器そのもの（に限らないが）を表現した場合の刑法175条、それに至らない場合であっても公然と表現した場合の刑法174条に基づく刑罰、18歳未満に対する流通の禁止、児童ポルノに対する制限等々、すでに他の表現行為とはあきらかに異なる広汎かつ強力な制限が及ぼされている（その多くは、他の表現行為の場合には致命的ともいえるもので、私はそのうちのいくつかについては支持をするが、ある部分については違憲ではないかと思う。）。

モジモジさんのその4について - いしけりあそび～ふなうた

<http://d.hatena.ne.jp/barcarola/20090613/1244917026>

陵辱表現を「表現の自由」の範疇でとらえた場合は、現状の規制はかなり厳しいものにあたります。これがいかに厳しい制限かは（さらに「ヘイト」と同視できないかは）、たとえば「外人は出ていけ」みたいな言論を18禁にするかとか、公然と表現した場合懲役刑を含む刑罰を科すか、という議論をするとなった場合に巻き起こるであろう、困難な問題を想像すれば、容易に理解できるでしょう。

表現の自由の限界と権利侵害の関係（創作物規制の際の基準）

[児童ポルノ・児童買春]社説：児童ポルノ 世界の批判を聞こう - 奥村徹弁護士の見解

<http://d.hatena.ne.jp/okumuraosaka/20090609#1244515747>

いつのまにCGが児童ポルノになったのかと思いました。

表現の自由の限界を考える時に、「殺人」と「殺人を助長する創作物」は、他者の権利侵害のあるなしの点で、分けて考えないと、頭悪いと思われますよ。対立利益が違うんですよ。こういうことがわからない人は議論に加わってはダメですよ。

政治的見解を表明するために殺人するという場合は、そういう表現自体が重大な権利侵害だから、表現の自由の面は大幅に制約される。

殺人行為一般を肯定するとか、助長するとか、煽動する表現の場合は、それ自体では、権利侵害はないから、権利侵害以外の理由（公共の福祉）以外の理由で制約されるとしても、表現の自由が大幅に制約されることはない。

これは児童ポルノの場合でも同じで、実在の児童ポルノに関わる行為というのは、そういう表現自体が重大な権利侵害だから、表現の自由の面は大幅に制約される。

児童ポルノに関わる行為一般を肯定するとか、助長するとか、煽動する表現の場合は、それ自体では、権利侵害はないから、権利侵害以外の理由（公共の福祉）以外の理由で制約されるとしても、表現の自由が大幅に制約されることはない。

だから、規制するとしても、法定刑は、実写の児童ポルノの罪とくらべると、実在しない児童の姿態の罪は、ずっと軽くするはずで、わいせつ図画が有害図書並になるはずで。

フェミニズムによる「反ポルノ」運動

フェミニズム方面からの「反ポルノ」運動は、マッキノン、ドウォーキンが有名であり、日本の「反ポルノ」運動をしているグループでも引用されるようですが、その理論の背景は、リベラリズムの基本原則である中立国家論を否定している（日本や米国などの憲法に見られるリベラルな人権論を否定して、別種の人権概念を主張している）という所から来るようです

[日本国憲法と人権/フェミニズムと近代憲法学](#)

ポルノに関するマッキノン、ドウォーキンの主張内容を抜粋すると、以下のようになっています。

ポルノグラフィが生み出す支配と服従に満ちたセクシュアリティもまた、ポルノグラフィの擁護者によってしばしば凶暴で敵意ある不合理な形で表現される。ポルノグラフィは女性への憎悪を作り出し、そこで生まれた女性憎悪（ミンジニー）は今度はどんなことをしてもそれを守るという姿勢を生み出す（C.A.マッキノン「ポルノグラフィ」「平等権」と「表現の自由」の間で」p.14）。

「人間の平等は正しい」という思想を前提とし、平等賛成の立場をとるということを基礎とすれば、表現の取締りを目指すことを阻むことはできないはずである（しかしインディアナポリスのポルノグラフィ条例は拒否されたが）。「平等は正しい」ということは、法律で平等を保障していることですでに決定されているのだ。国家が平等/不平等問題では中立でなければならないということはなく、実際はその反対で、平等は「緊急的国家利益」であり、そして一定の条件下では修正第一条よりも重いのである（C.A.マッキノン「ポルノグラフィ」「平等権」と「表現の自由」の間で」p.134）。

「具体的な被害者がいないのに規制するのは自由主義の原則に反する」という見解への反論は、以下のようになるようです。

そもそもポルノが男性優位の行為だとすれば、その害は、男性優位という害であって、それがあまりにも広範でかつ強力であり、世界をポルノチックな場所にするに成功しているから、ちょっとやそっとでは見破れない……ポルノが社会的事実を構成するのに成功している程度に応じて、害は不可視的になる（ジョナサン・ローチ「表現の自由を脅かすもの」p.29-30）。

但し、マッキノンやドウォーキンによる「反ポルノ」の主張及び運動は、その極端な主張と国家権力に法規制を求めて右翼とも連携するという政治運動上のマイナス面の理由から、反フェミニスト的な自由主義者のみならず、派閥の違うフェミニスト自身からも批判が提出されています。

http://clinamen.ff.tku.ac.jp/CENSORSHIP/Porn/porn_art_2.html

歴史的な過程はいずれ詳しく紹介したいのだが、ドウォーキンたちが展開している反ポルノ・キャンペーンに対して、同じフェミニズム陣営のなかから、強い批判が提出されている。それは主に三つの理由からである。

第一は、ポルノの公的規制を求めることが、性表現への国家介入を惹き起しかねないことへの危惧である。とりわけ、サッチャーとレーガンに代表される、七十年代以降の新保守主義勢力が、右からの激しいポルノ攻撃を行なっている状況のもとでは、フェミニズムの側からのポルノ批判が、彼らの政治的意図に組み込まれてしまい、フェミニズムが肯定してきた性解放を抑圧する結果に陥る危険がある。

実際、右翼がフェミニズムと歩調をあわせて、ポルノ規制法を求める、といった事態が現実には生じている。これに対して、そうした共同戦線の結成を女性解放にとってマイナスでしかありえないとする立場から、かなりの数のフェミニストたちがポルノ規制に懐疑と批判の声を挙げている。

現在のフェミニズムでは、最新の議論はジュディス・バトラー以降のもので、マッキノンやドウォーキンの「反ポルノ」の議論は、2週遅れ位になるといった位置づけになっているようです。

CGS Online 児童ポルノとフェミニズム

http://olcs.icu.ac.jp/mt/cgs/2009/05/post_25.html

ジュディス・バトラーは著書『触発する言葉??言語・権力・行為体』で、欲望が社会・文化に依存しているにも拘らず、或は正にそれ故に、欲望を表象する際の諸々の規範的な決まり事の内部にこそ、攪乱の契機があると論じている。マッキノンとドウォーキンが主要なゴールと定めた「規制（検閲と訴訟）」、それを希求することは即ち国家権力へと縋り付くことであり、それによって国家権力は当該の規制対象を表象する正統性を独占し、セクシュアリティの受容可能/不可能の境界線を書き直せる程にすらなる（歴史的に「逸脱」したセクシュアリティを抑圧して来たように）。結局私たちは、一見異性愛規範的で性差別的なポルノが、予期せぬ（時にクィアな）やり方で読み取られる可能性、即ち「何か」を十全に描くことなどできない「表象」の、そのプロセスの中で切り捨てられた余剰的な複雑性が再度掬い上げられる可能性を、予め閉じてしまっているのだ。バトラー以後は、多くのフェミニストが反ポルノの議論を、依然力はあるものの同時に大いに疑問の余地がある、と見るようになっていく。

なお、日本における反ポルノ運動の団体でマッキノンなどとも交流のあるAPP研では、「漫画やアニメの子どもポルノの方が、ユダヤ人や黒人を人間以下の虫けらとして描き出すプロパガンダよりもはるかに有害」という認識になるようです。

2002年4月17日(水) アメリカで児童ポルノ禁止法が違憲判決

<http://web.archive.org/web/20020528102155/http://www.app-jp.org/voice/02.04.17.html>

いや、漫画やアニメの子どもポルノの方が、ユダヤ人や黒人を人間以下の虫けらとして描き出すプロパガンダよりもはるかに有害です。なぜなら、いまや実際にユダヤ人を大量殺戮する強制収容所はないし（悲しむべきことに、パレスチナでは逆に虐殺する側に回っています）、黒人を実際に奴隷化している国もありませんが、子どもに関しては、世界中どこでも、家庭や学校という名の小さな「収容所」が無数に存在し、そこで何万、何十万の子どもたちが身体的ないし性的に虐待され、そしてしばしば殺されているからです。そして、今なお、ポルノ制作や売春目的での子どもの誘拐や人身売買が世界中で無数に行なわれているからです。多数の子どもたちが実際に性的に虐待され、売り買いされ、殺されている社会で、子どもたちをレイプと虐待と監禁調教の対象として楽しむ「写実的なもの」がストーリー性をもってあふれかえっていることは、まさに、実際にユダヤ人虐殺が行なわれている国で、ユダヤ人を虫けらとして描き出す漫画やアニメを大量に生産・販売することと本質的に同じです。そのような「表現」は、直接的に暴力であり、虐殺に加担する行為であることは少しでも物事を考えることができるすべての人にとって当然のことでしょう。

参考サイト

- [児童ポルノとフェミニズム\(CGSニュースレター\) - C plus M](#)
- [北米社会哲学学会報告 5 / 売買春、フェミニズム哲学、承認をめぐる闘争 macska dot org](#)
- [フェミニズムにおけるポルノグラフィ否定論と肯定論の意外な近さ macska dot org](#)
- [キャサリン・マッキノンの擁護](#)
- [2009-05-08 - 「反ヲタク国会議員リスト」メモ](#)
- [ポルノ・買春問題研究会 - 国際人権団体「イクオリティ・ナウ」の本部を表敬訪問](#)
- [ポルノ・買春問題研究会 - 「マッキノンさんと語る会：ポルノグラフィと買春」](#)

「表現の自由」に関するQ&A

陵辱ゲームなどはヘイトスピーチに該当するのでしょうか？（「発話媒介行為」と「発話内行為」）

陵辱ゲーム等の表現物が「ヘイトスピーチ」に該当するかについては、発話媒介行為と発話内行為という所から説明します。

発話のなかには単に憎悪と伝えるだけでなく、中傷行為そのものになるものもあるという主張は、修辭学的観点からいえば、言語が行為しているという仮定だけでなく、言語がその受け手に対して抽象的にはたらくという仮定ももっている。しかし重要なことは、この二つが別々の議論であり、すべての発話行為が、他人に対して力をふるう行為にはなら

ないということだ。たとえば「わたしはあなたを非難する」という言葉は、発話行為 オースティンの意味での発話内行為 と言えるが、もしもわたしが自分の言葉に何の拘束力も持ちえない立場にいれば、たとえ発話行為をしても、ふたたびオースティンの言葉を使えば、その行為は惨めなもの、不適切なものとなる。言われた人は傷つかない。したがって多くの発話行為は、狭義には「おこなわれる」ものだが、その全てが効果を生み出したり、一連の結果を導く力をもつとはかぎらない。実際、多くの発話行為はこの点ではまったく滑稽なもので、オースティンの冊子「言葉で物事をいかにおこなうか」（邦訳「言語と行為」）は、そういった行為遂行性の失敗を認めた滑稽話とも読める。

発話行為は、かならずしも有効な効果を生む行為にはならない。だが発言が行為遂行的でないとき、つまり命令を下しても、誰も聞かないし従わない場合、また誓いを立てようにも、誓いを立てる相手がいなかった場合においてさえ、依然として行為は行われている。だがその時の行為は、効果のない行為、あるいはほとんど効果のない行為（少なくとも、行為と考えられるような効果はない行為）である。適切な行為遂行性とは、行為をおこなうだけでなく、行為をおこなっているという事実から一連の効果が生じるものである。言語のレベルで行うことは、かならずしも効果を生み出さず、この意味で、発話行為のすべてが有効な行動になるわけではない。したがって、発話と行動のあいだに曖昧さがあるということ、発話が必ずしも有効に行われないということである。

オースティンは、行為遂行的な言い回しについて暫定的な分類をおこなった。発話内行為は、語る事が同時におこなうことになる発話である。「宣告を与える」と言う裁判官は、自分の行動の意図を表しているわけではないし、自分の行動を描写しているわけでもない。彼の場合、言うことが一種のおこなうことである。発話内行為は効果を生み出すが、オースティンの言葉を使えば、その効果は、言語の慣習や社会の慣習によってもたらされる。他方、発話媒介行為は一連の結果を誘発する発言である。発話媒介行為においては、「何かを言うことはある結果を生み出す」が、発言とその結果のあいだには時間的な隔りがある。発話の結果は、発話行為とまったく同じものではなく、むしろ「発話によって引き起こされたり、成し遂げられたりする」。発話内行為は慣習を通じてはたらくが、発話媒介行為は結果をつうじてはたらく。両者の違いが暗示しているのは、発話内行為の効果は時間の経過を伴わず、言うことがそのままおこなうことになり、この両者が同時に起こるということである（ジュディス・パトラー「触発する言葉 言語・権力・行為体」p.26-27）。

上記が発話媒介行為と発話内行為の違いで、行為遂行的か否かが分かれ目になります。

オースティンの理論がそのまま使われているかは定かではありませんが、刑法の脅迫罪の法理ではこういった考え方（もしくはこれを発展させた考え方）が用いられ、以下のような違いが見られます。

ある人に向かって、刃物を向けながら「殺すぞ」と言った場合には、言われた人は「自分が」殺されるのではないかと恐怖を覚える。

脅迫罪として「殺すぞ」という発言は刑事罰の対象になる（言われた人の生命の危険が具体的に・現実的に生じているので刑事罰の対象となり、「殺すぞ」という表現は言ってはいけないものとされる）。

フィクションの映画の中で、俳優が刃物を向けながら「殺すぞ」と言っていたとしても、言われた人が実際に殺される恐怖を味わうわけではない。

映画を見たからといって、観客が実際に殺される危険が生じているかということ、そうではない。だから、表現の自由として保護される。

但し、 の場合でも、黒人に黒人虐待の映画を見せるとか、女性が逃げられない状況で凌辱的な映像を見せるなどの場合になると、の場合と同じように、「実際に危害を加えられるのではないか」という恐怖心を抱くと想定されるので、脅迫罪に当たります。

そのため、ヘイトスピーチと陵辱ゲーム（ボルノ）の違いを「他者危害」という観点で捉えると、以下のように思います。

ヘイトスピーチ：特定の思想について一般の支持を求め、さらに「対象とする相手方に対して」届くことを意図して行われる
陵辱ゲーム：「女性一般」が知覚しうるに過ぎない表現行為で、対象とする相手方に届くことを意図していない（表現者とゲームのユーザー間で完結している）

こういった分類の根拠の参考として、人種差別撤廃条約における、人種差別該当性の判断基準について一般的勧告14が、目的と効果に分類して整理しているものを挙げておきます。

2項 区別は、当該区別の基準が、この条約の趣旨及び目的に照らし、正当である場合又は1条4項の特別措置に該当する場合は、人種差別に該当しない。当委員会は、上記の基準を判断するに当たっては、一定の行為が様々な目的を有するものであることに留意する。行為がこの条約に違反する効果を有するか否かを判断するに当たっては、当該行為が、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づき区別される集団に対し、正当化することのできない差別的な効果（an unjustifiable disparate impact）を有するか否かが検討されなければならない。

参考サイト

- [語用論 - Wikipedia](#)
- [おしえてサールせんせい：オースティンと言語行為について - left over junk](#)

最近の新聞報道・ブログ記事

表現の自由に関する新聞報道

2012-05-24

- [韓国で表現の自由を制限する事例増加 = アムネスティ（中央日報）](#)
- [韓国で表現の自由を制限する事例増加 = アムネスティ - 中央日報](#)
- [中国の人権状況悪化 脱北者の強制送還批判 = 米報告 - 中央日報](#)
- [公務員と政治 大阪市は刑罰案撤回を（5月25日） - 北海道新聞](#)
- [レディー・ガガの肉ドレスを超えた？「肉鎧を着た男」が海外のネット上で話題に - ガジェット通信](#)
- [ニコソが元慰安婦の写真展中止、「納得できない」韓国人作家が抗議 - サーチナニュース](#)
- [【温室効果ガス】原発ゼロで2020年の国内削減11% 40年廃炉で15% 国立環境研究所試算 - 47NEWS](#)

[匿名のネット発言を禁止する法案：ニューヨーク州 \(WIRED.jp\) - ITpro](#)

- [テイクオフ：表現の自由か、猥褻（わ... \[媒体 \] - NNA.ASIA](#)
- [「男を犬扱いし不快」女性歌手の新曲 放送禁止求める - 東京新聞](#)
- [代読訴訟の原告上告しない方針 - 読売新聞](#)

表現の自由に関するブログ記事

2012年05月25日(金)

- [ほとんど脅迫状その3](#)
- [ニコソロンでの写真展開催は困難でも東京での写真展は必ず ...](#)
- [安世鴻 日本軍「慰安婦」写真展がニコソより中止通告されま ...](#)
- [日韓関係終了。\(^ ^](#)
- [人権委員会設置関連法案と国民の人権 新井直樹](#)
- [ハシズム・ルテンシル / なぜ僕は謝らないのか](#)
- [【情報】やはり](#)
- [公務員の政治活動に刑事罰を加える「職員政治活動罰則条例」](#)
- [裸の抗議活動家集団「FEMEN」 東日本大震災と福島原発事故か ...](#)
- [J R F S : 言論・表現の自由を守る会、国連経済社会理事会N ...](#)

2012年05月24日(木)

- [韓国の左翼団体と連帯している辺野古テント村](#)
- [Daily Cosmodia Blog \[日刊コスモディアブログ!! \] -2012年 ...](#)
- [4号機プールの現状](#)
- [橋下氏は、「政治活動規条例」案をただちに撤回すべき = 政 ...](#)
- [NO.2582 トンデモな橋下の暴挙 大阪市が:職員の政治活動に刑 ...](#)
- [参照 2 朝から漫画でニュースを伝える在日日本テレビ。さっ ...](#)
- [支那（中国）・韓国・北朝鮮...「平和を愛する諸国民の公正と ...](#)
- [大阪市の職員の政治活動制限条例を歓迎します 阿比留瑠比](#)
- [停電放置で大阪市の政治活動規制条例案、橋下、ツイッター逃 ...](#)
- [アラブの春後の中東の大国エジプトの報道の自由](#)
- [『サンデー毎日』 < 書評 >](#)
- [国の値段とは](#)

2012年05月23日(水)

- [光市事件<実名本>プライバシー権侵害で増田美智子氏に6 6万 ...](#)
- [入れ墨調査回答強要も、思想調査アンケートと全く同じ、憲法 ...](#)
- [シリアの詩人アドニスについて](#)
- [公務員 & 入れ墨 & 禁酒令・・・1785](#)
- [スカイツリーはバベルの塔か、北九州のガレキ。](#)
- [スカイツリーはバベルの塔か、北九州のガレキ。](#)
- [気のみ記のまま雑記帳（5月23日）](#)
- [著作権法を使った「言論の自由」弾圧にならないか。](#)

2012年05月22日(火)

- [違憲の「思想調査」で無駄遣い9 5 0 0万円返せ！](#)
- [新展開](#)
- [2ちゃんねるで儲けている人物](#)
- [【文化産業】日本のアニメ・ゲーム産業、アジアで誘致合戦](#)
- [ペク・ジヨン「Good Boy」「男性連帯」が音源流通禁止処分 ...](#)
- ["パキスタン政府は20日、インターネットの短文投稿サイト「 ...](#)
- [\[映像\] リーガル・ハイ 第3話](#)
- [トホホな社会 9 5](#)
- [05/21のツイートまとめ](#)
- [トホホな社会 9 2](#)
- [\[時事\]\[宗教\]\[法哲学\]\[漫画\]20日は「みんなでムハンマドを描 ...](#)
- [\[社会\]関電の停電テロ疑惑。](#)

2012年05月21日(月)

- [橋下大阪市長ウォッチ「停電テロ」発言「範囲内」と擁護](#)
- [理想を利用する暴力団とそれに与するマスコミ](#)
- [恥さらしはどっち? \(^ ^ ;](#)
- [Twitterのパキスタンでのアクセス遮断、首相命令で復旧](#)
- [「人生の流儀」](#)
- [5月20日\(日\)のつぶやき その2](#)
- [「植木鉢の土」](#)
- [「なぜ生きるんだ。」](#)

合計：98083 今日：1 昨日：20